

総務部

随意契約件数

7件

金額

189,069,331 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 行政企画課	令和7年度行政情報サービス「iJAMP」利用契約	令和7年4月1日	東京都中央区銀座5丁目15番8号	株式会社時事通信社	27,939,120 円	①本業務は、公務員向けに特化して取材・執筆された専門性の高い行政ニュース、官庁の人事データ、地方行財政調査会等の資料、過去蓄積されてきた貴重なデータや迅速なニュースの提供を受けるものである。 ②データ等の提供を受けるためには、「iJAMP」の利用契約が必要である。 ③上記を提供できる者は、株式会社 時事通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 大分県北部振興局	R7北部農業農村整備事業現場技術業務委託(その4)	令和7年4月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	10,450,000 円	①本業務は、北部振興局管内のほ場整備工事における現場技術業務を委託するものである。 ②個人財産(土地)を対象とした工事であることから、利害関係者ときめ細やかな協議調整を要し、そのための資料作成など業務の遂行に際しては、ほ場整備の設計積算にかかる、知識と実務経験が必要である。 ③上記を有し、地方公共団体以外で農業土木標準積算システムを利用できる団体は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 デジタル政策課	グループウェア利用に係るリモートアクセスシステム機能拡張部分に関する運用保守業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金池MGビル	株式会社エイビス	2,820,180 円	①本業務は、グループウェア利用に係るリモートアクセスシステムの拡張機能に関する保守運用委託業務である。 ②これを行うためには、本体及び拡張システムの構成や設定を熟知している必要がある。また、障害等が発生した際に、迅速に原因の切り分けを行い対応できる必要がある。 ③上記条件を満たす者は株式会社エイビスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 デジタル政策課	電子計算機の賃貸借契約	令和7年4月1日	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	株式会社JECC	85,924,575 円	①本業務は、県税総合等の本県の基幹システムを運用するサーバ(PRIMEQUEST 3400E2 及びその他オープン系サーバ機器一式)の調達を行うものである。 ②これを行うためには、XSP環境の構築が可能で、かつ現行の業務システムをプログラムに修正を加えることなく移行できる機種の調達が必要不可欠となり、このような機能を持つオープン系サーバである富士通社製のPRIMEQUESTが必要である。 ③上記を有する者は株式会社JECCのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 デジタル政策課	大分県総務事務システム運用保守委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市寿町5-20	富士電機ITソリューション株式会社	10,156,740 円	①本業務は、総務事務システムの運用保守を委託するものである。 ②これを行うためには、高度の技術力と当該システムに精通し、細部まで熟知していることが要求される。 ③上記の条件を満たすのは、総務事務システムの設計、構築から導入までの一連の開発作業を行ってきた富士電機(株)の業務移管先である富士電機ITソリューション(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 デジタル政策課	プログラム・プロダクトの賃貸借契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部 公共ビジネス部	44,095,788 円	①本業務は、システム運用サーバ(PRIMEQUEST 3400E2)の基本プログラム(GSS2ii/PRIMEQUEST Standard Edition J他)の賃貸借を行うものである。 ②これを行うためには、PRIMEQUEST 3400E2に適合し、かつ、現行の業務システムに変更を加えることなく稼働する基本プログラムが必要である。 ③上記を有する者は既調達物品のメーカーである富士通Japan(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7 デジタル政策課	大分県統合利用番号連携サーバ運用保守業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部 公共ビジネス部	7,682,928 円	①本業務は、富士通製のパッケージソフトを核とした大規模オンラインデータベースシステムの運用保守委託を行うものである。 ②これを行うためには、当該システムの構成や設定を熟知している必要がある。また、障害等が発生した際に、迅速に原因の切り分けを行い対応できる必要がある。 ③上記の技術を有する者は、構築から導入までの一連の開発作業を行った富士通Japan(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号